

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
政策分野	取組の内容	役割分担		政策分野	取組の内容	役割分担	
		甲の役割	乙の役割			甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略			略			
	産業振興	略		産業振興	略		
	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 (1)～(2) 略	(1)～(2) 略		企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。 (1)～(2) 略	(1)～(2) 略
その他	消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。 (1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。				

			う。 (3) 関 連する 事業に 必要と される 経費の 支出を 行う。	(3) 関 連する 事業に 必要と される 経費の 支出を 行う。				
略				略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番地2

三朝町

三朝町長 吉田 秀光



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と琴浦町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前						
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）						
政策分野	取組の内容		役割分担		政策分野	取組の内容		役割分担			
			甲の役割	乙の役割				甲の役割	乙の役割		
生活機能の強化	略				略						
	産業振興	略				略					
		企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)～ (3) 略	(1)～ (3) 略	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)～ (3) 略	(1)～ (3) 略		
その他	消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。							

			う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。	(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。					
略				略					

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴浦町

琴浦町長 山下 一郎



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と湯梨浜町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）				
政策分野	取組の内容		役割分担		政策分野	取組の内容		役割分担	
			甲の役割	乙の役割				甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略				略				
	産業振興	略 企業誘致の推進 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)～ (2) 略	(1)～ (2) 略	産業振興	略 企業誘致の推進 圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)～ (2) 略	(1)～ (2) 略	
その他	消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行う。					

			う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。	(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。				
略				略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

湯梨浜町

湯梨浜町長 宮脇 正道



定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
政策分野	取組の内容	役割分担		政策分野	取組の内容	役割分担	
		甲の役割	乙の役割			甲の役割	乙の役割
生活機能の強化	略			生活機能の強化	略		
	産業振興	略			産業振興	略	
	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)～ (2) 略	(1)～ (2) 略	企業誘致の推進	圏域への企業誘致を推進するため、企業誘致に必要な情報を共有し、活用して企業誘致を行う。	(1)～ (2) 略
その他	消費生活相談窓口の体制整備	圏域における消費生活に関する安心・安全を確保するため、相談窓口を設置し、必要な施設、設備等の整備及び運営に対し支援を行うとともに、担当職員の研修及び消費者に対する啓発を行う。	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証を行う。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発並びに連絡調整を行	(1) 消費生活相談窓口の体制を充実させるための検証に協力する。 (2) 消費者被害の未然防止のため、消費生活に関する教育及び消費者に対する啓発を行			

			う。 (3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。	(3) 関連する事業に必要とされる経費の支出を行う。				
略				略				

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月26日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地

倉吉市

倉吉市長 石田 耕太郎



乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1

北栄町

北栄町長 松本 昭夫

